

パートナーシップ制度導入について

1 制度導入検討の目的

平成27年度に東京都渋谷区において全国で初めて「パートナーシップ制度」が導入されました。パートナーシップ制度とは、法律上の婚姻とは異なり、法的な権利や義務が発生するものではありませんが、2者間の自由な意思により、互いを人生のパートナーとして支えあい、協力し合うことを約束した関係であることを、行政が確認し、公的に認めるものです。

本市においても、藤沢市人権施策推進指針の基本理念に基づき、すべての市民がお互いの人権を尊重し、セクシュアル・マイノリティをはじめとする多様性への理解が進み、差別や偏見のない、自分らしい生き方ができる社会の実現をめざし、パートナーシップ制度導入に向けて検討を開始するものです。

2 他自治体の状況（令和2年1月8日現在）

他自治体でのパートナーシップ制度導入等の状況は次のとおりです。

- (1) 制度導入自治体 全国 31自治体
- (2) 神奈川県内制度導入 4市（横須賀市、小田原市、横浜市、鎌倉市）
令和2年度導入予定 2市1町（相模原市、逗子市、葉山町）
導入を検討中 3市（川崎市、茅ヶ崎市、伊勢原市）
- (3) 神奈川県状況

令和元年11月から、市町村が発行するパートナーシップ証明書により、県営住宅入居申込みが可能となった。

3 本市の状況

本市におけるパートナーシップ制度に係る検討等のこれまでの状況は次のとおりです。

- (1) 平成31年1月にセクシュアル・マイノリティ等に関する全庁調査を実施しました。その結果は次のとおりです。
 - ア 市民からの意見・要望等が寄せられたことがある。（5課）
 - (ア) パートナーシップ制度導入に関する質問・要望（9件）
 - (イ) 日本では結婚できず、生きづらさを感じている（1件）
 - イ 制度導入により対象となり得るか検討の余地がある行政サービスがある。（6課）
 - ウ 子どもがいる世帯の場合、ひとり親世帯として受けられていた行政サービスが、制度導入により父母世帯とみなされることで対象から外れる等の取扱いとなることがある。（2課）
- (2) 令和元年5月28日に開催された「ふじさわ人権協議会」（学識者・関係団体推薦・市民公募により組織された審議会）において意見を伺いました。制度導入に賛成の意見があった一方、反対意見はありませんでした。

- (3) 令和2年2月18日に開催された「ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会」(学識者・関係団体推薦・市民公募により組織された審議会)において、次期プラン策定に向けて「同性カップルをパートナーとして認知する仕組みの導入」を求める意見提案が、会長から市長あてにされました。

4 検討すべき制度の内容

- (1) 対象者の要件
- ア 同性婚をはじめとしたパートナーの要件
 - イ 年齢，住所地等の要件
- (2) 証明方法
- ア 申請方法
 - イ 発行する証明書の内容，形式
- (3) 利用できる行政サービス等
- ア 証明書の提示により受けられる行政サービスの内容及び条例，規則等の改正の有無

5 導入に向けた今後のスケジュール

- 令和2年3月 市議会総務常任委員会報告(制度検討開始について)
要綱等素案作成
意見聴取(庁内関係課，人権協議会，男女共同参画プラン推進協議会，関係団体等)
- 4月 庁内調整(各課等で実施できる行政サービスの検討)
- 7月 政策会議等で中間報告(制度の概要及び考え方)
- 8月 パブリックコメントの実施
- 10月 政策会議等で制度内容の確定
- 12月 市議会総務常任委員会報告(制度実施について)
関係機関等へ，制度の周知・依頼等
制度施行に向けた準備(制度に関する手引きの作成等)
- 令和3年1月
↳ 市民・職員への周知
- 3月
- 4月 パートナーシップ制度施行
- 随 時 職員研修，市民への周知・啓発事業の実施

以 上

(事務担当 企画政策部人権男女共同平和課)